

川崎市年末年始廃棄物対策実施要綱

〔 61川清普第 258号 〕
〔 昭和 61年 12月 1日 〕

1 目的

年末年始にかけて、急激に増加する廃棄物を適正に処理するため関係全職員の協力のもと適切な臨機の対策を講ずることを目的とする。

2 実施期間

- (1) 対策期間は、12月1日から翌年の1月20日までとする。
- (2) 特別対策期間は、別に定める。

3 作業計画の策定

特別対策期間の作業を円滑に遂行するため、「年末年始廃棄物対策実施計画」を策定する。

4 本部

- (1) 目的達成のため、特別対策期間中「年末年始廃棄物対策本部」（以下「本部」という。）を設置する。
- (2) 本部の組織、運営等については別に定める。

5 その他

その他要綱の施行に際し、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。